

広域連合だより

発行 後志広域連合総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第12号 平成26年11月号

平成26年第1回後志広域連合議会臨時会

8月18日、ホテル第一会館（倶知安町）において、平成26年第1回後志広域連合議会臨時会が開催されました。

会期を1日間と定めたあと、諸般の報告、承認2件、補正予算1件を審議し、閉会しました。

【審議した案件】

- ◆承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更の協議について)
.....原案承認
北海道町村議会議員公務災害補償等組合において脱退・加入する団体があるので、加入団体である後志広域連合もその変更を協議し承認しました。
- ◆承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
(北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について)
.....原案承認
北海道市町村総合事務組合において脱退・加入する団体があるので、加入団体である後志広域連合もその変更を協議し承認しました。
- ◆議案第1号 平成26年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
.....原案可決
国・道・支払基金からの交付金の精算、介護認定審査会の負担割合の変更等により歳入歳出それぞれ577万1千円を増額し、歳入歳出予算総額は55億338万円となりました。

後志広域連合人事行政の運用等の状況（平成25年度）

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数、採用者数及び退職者数

職員数	採用者数	任用解除者数
25人	9人	9人

平成25年4月1日付、関係町村等からの派遣職員9名を広域連合職員に任命しました。

2. 職員の給与の状況

関係町村から派遣されている職員の給与は、一部の手当を除き派遣元から直接支給され、相当額を広域連合から負担金として派遣元へ支払っています。

(1) 人件費の状況（平成25年度決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
14,300,585千円	12,225千円	0.09%

派遣元に対する派遣職員人件費負担金は含まれていません。

介護保険料を納め忘れていませんか？

納期限を過ぎると...

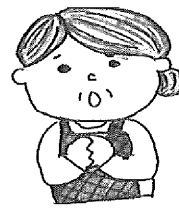
後志広域連合から督促を受けます。
介護保険料には納期限が決められています。
もしも、納め忘れていた場合は速やかに納付しましょう。



納付しないで、滞納していると.....

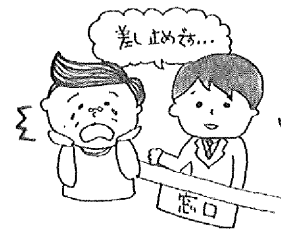
1年以上滞納していると...

介護サービス費用をいったん全額自己負担します。
介護保険を利用した際に、サービス費用をいったん全額自己負担し、申請により認められた場合にあとから保険給付分（費用の9割）が支給されます。申請書に領収書などを添えて、後志広域連合へ届け出ます。



+ 1年6か月以上滞納している保険料があると...

保険給付を一時差し止められ、その中から滞納している保険料相当分が差し引かれます。
サービス費用の全額を自己負担し、あとから保険給付分を申請しても保険給付分（費用の9割）の一部または全部が差し止めとなります。
さらに滞納が続くと、差し止められている保険給付額から滞納している保険料相当額が差し引かれます。



+ 2年以上滞納している保険料があると...

滞納期間に応じて、サービス費用の自己負担割合が1割から3割（通常の3倍）に引き上げられます。
滞納している期間に応じて、サービス費用の自己負担割合が1割から3割に引き上げられます。
また、高額介護サービス費（1か月の自己負担額が一定額を超えた場合、申請により支払われる費用）も受けられなくなります。

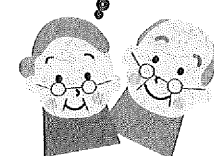


納め忘れの心配がなく 便利な口座振替

納付書で介護保険料を納めている人には、便利な口座振替がおすすめです。
納め忘れの心配もなく、一度手続きすれば毎年自動的に継続されます。
後志広域連合指定の金融機関で申込みましょう。

後志広域連合介護保険課（電話0136-55-8013）

安心だね！



(2) 給与費の状況（平成25年度決算）

職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
25人	—	6,610千円	—	6,610千円	264千円

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

勤務時間	休憩時間	休日
8:45～17:30	12:00～13:00	土・日・祝日・12月31日～1月5日

4. 職員の分限及び懲戒処分等の状況（平成25年度）

分限処分者数	0人	懲戒処分者数	0人
--------	----	--------	----

5. 職員のサービスの状況

(1) 職員の営利企業等従事許可の状況（平成25年度）

許可件数	0件
------	----

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

平成25年度において独自研修及び勤務成績の評定は実施しておりません。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成25年度）

公務災害の発生状況	公務災害認定数	0件
勤務条件に関する措置の要求の状況	措置要求件数	0件
不利益処分に関する不服申立の状況	不服申立件数	0件

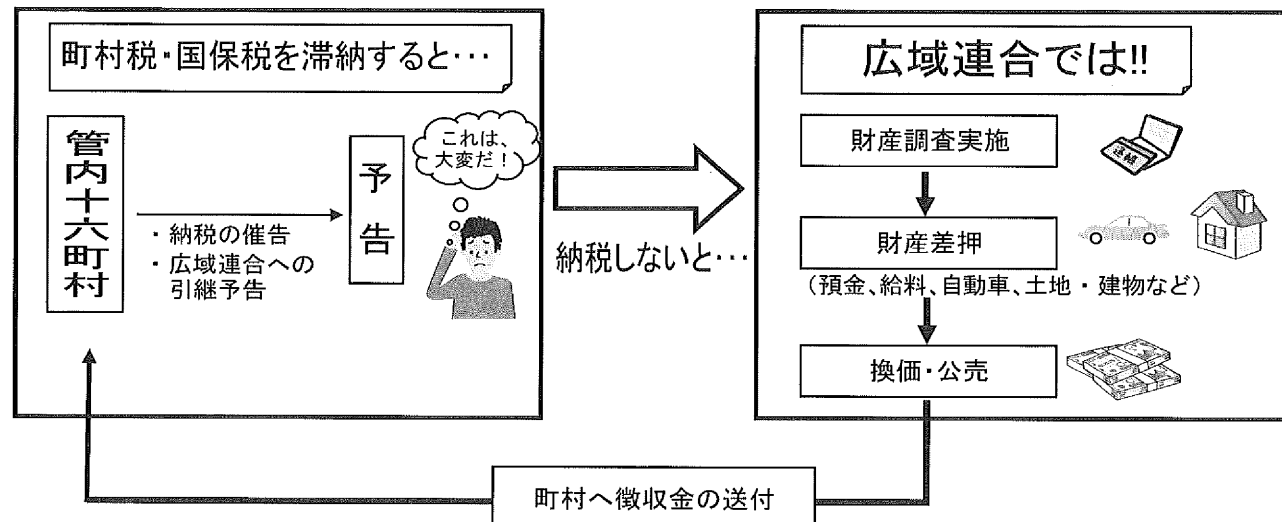
税務課からのお知らせ

許しません!! 滞納

町村税（町村民税、固定資産税及び軽自動車税）や国民健康保険税は、関係町村にとって貴重な自主財源です。

財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねないため、高額、長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、後志広域連合に引き継がれ、財産差押等の厳しい滞納処分を実施されることとなります。納期限を守って、計画的に納税するようにしましょう。

どうしても期限内に納税できない場合は、速やかに役場の担当者に納税相談してください。



●お問い合わせ 後志広域連合税務課（電話0136-55-8011）

国民健康保険課からのお知らせ

平成27年1月診療分から70歳未満の方の自己負担限度額が一部変更されます

これまで、70歳未満の方の自己負担限度額は、所得に応じて3段階に区分されておりましたが、平成27年1月診療分より5段階に変更されることとなりました。

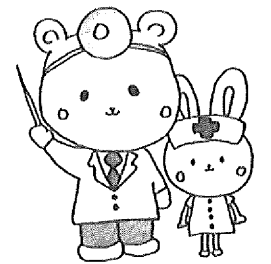
平成26年8月1日以降に限度額適用認定証を交付された方につきましては、後日、平成27年1月以降適用される認定証を郵送いたしますので、現在お持ちの認定証と差し替えをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、後志広域連合国民健康保険課もしくはお住まいの町村役場国民健康保険窓口にお問合せください。

※1 限度額適用認定証は、保険適用される医療費が対象となります。

※2 国民健康保険税を滞納している場合は、限度額認定証の交付ができない場合があります。

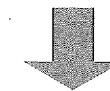
※3 70歳以上の方の自己負担限度額については変更ありません。



別表 自己負担限度額の算出表（月額）

○平成26年12月診療分まで

区分	総所得金額	3回目まで	4回目以降
A 上位所得者	600万円を超える	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
B 一般	600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
C 低所得者	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



○平成27年1月診療分から

区分	総所得金額	3回目まで	4回目以降
ア 上位所得者	901万円を超える	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円を超え901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 一般	210万円を超え600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
オ 低所得者	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ 「医療費」とは、診療を受けた10割分の額となります。

※ 4回目以降とは、高額療養費の該当が12ヶ月以内に3回以上となった場合の4回目以降の限度額となります。

●お問い合わせ 後志広域連合国民健康保険課（電話0136-55-8012）
またはお住まいの町村役場国民健康保険窓口まで